

平成28年第6回教育委員会定例会

開会年月日 平成28年3月24日(木)
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 河 口 浩
同 委 員 外 松 和 子
同 委 員 安 藏 誠 市
同 委 員 長 島 良 介
同 委 員 坂 口 節 子

議 題

1 議案

- (1) 議案第16号 教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する協議について
- (2) 議案第17号 練馬区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
- (3) 議案第18号 練馬区就学対策協議会規則の一部を改正する規則
- (4) 議案第19号 練馬区立幼稚園教育職員の初任給、昇格および昇給等に関する規則の一部を改正する規則
- (5) 議案第20号 練馬区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- (6) 議案第21号 練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- (7) 議案第22号 練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- (8) 議案第23号 練馬区立少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則
- (9) 議案第24号 練馬区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則
- (10) 議案第25号 練馬区立学校教育支援センター条例施行規則の一部を改正する規則
- (11) 議案第26号 練馬区立青少年館条例施行規則の一部を改正する規則
- (12) 議案第27号 労働者災害補償保険法の適用を受ける職員の公務災害等に伴う休業補償等の支給に関する規則の一部を改正する規則
- (13) 議案第28号 練馬区立学校における出席停止命令に関する規則の一部を改正する規則
- (14) 議案第29号 練馬区教職員健康管理規則の一部を改正する規則
- (15) 議案第30号 練馬区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則
- (16) 議案第31号 練馬区立学校の施設を活用する事業に関する規則の一部を改正する規則

2 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する

陳情書〔継続審議〕

- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕
- (9) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (10) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕

3 報告

(1) 教育長報告

平成28年予算特別委員会における質問項目について

その他

i 練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について

その他

開 会 午前 10時00分
閉 会 午前 11時07分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	中 村 哲 明
こども家庭部長	堀 和 夫
教育振興部参事教育総務課長事務取扱	岩 田 高 幸
教育振興部教育企画課長	伊 藤 安 人
同 学務課長	山 崎 泰
同 施設給食課長	三ッ橋 由 郎
同 教育指導課長	堀 田 直 樹
同 学校教育支援センター所長	風 間 康 子
同 光が丘図書館長	加 藤 信 良
こども家庭部参事子育て支援課長事務取扱	小 暮 文 夫
こども家庭部こども施策企画課長	柳 橋 祥 人
同 保育課長	櫻 井 和 之
同 保育計画調整課長	近 野 建 一

こども家庭部参事青少年課長事務取扱 中 里 伸 之
こども家庭部練馬子ども家庭支援センター所長 吉 岡 直 子

教育長

ただいまから平成28年第6回教育委員会定例会を開催する。

本日は、傍聴の方が4名いらしている。

では、案件に沿って進めさせていただく。本日の案件は、議案が16件、陳情が10件、教育長報告が2件である。

(1) 議案第16号 教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する協議について

教育長

初めに議案である。議案第16号、教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する協議について。この議案について、説明をお願いする。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

これまでは教育委員会の事務局で裁決書案をつくり、この教育委員会の場で裁決をした。その裁決書案を専門的な弁護士などにまづつくっていただく。そのほうが公正性が保てるのではないかということで、そのようにした。

本来、教育委員会で合議しているのに、法律上は今までどおりでも構わないようだが、より透明性・公正性を確保するためにこのような仕組みに変えたいということでお話しをさせていただいている。

いかがか。ご質問、ご意見をどうぞお寄せいただきたい。

外松委員

この不服審査に関し、より公正性を確保するためにこのように改正するというのであるので、よろしいかと思う。

教育長

ほかにいかがか。

坂口委員

同じ意見である。

教育長

それでは、ここでまとめたいと思う。

議案第16号については、「承認」でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、議案第16号については、「承認」とする。

- (2) 議案第17号 練馬区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
- (3) 議案第18号 練馬区就学対策協議会規則の一部を改正する規則

教育長

次の議案である。議案第17号と議案第18号の2つの議案については関連する内容であるので、あわせて説明をお願いする。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

前回、組織改正について若干触れさせていただいたが、より細かく、係長レベルまでこのように変えるということで、規則の改正を行うという内容である。いかがか。ご質問等があれば、よろしいか。

それでは、まとめたいと思う。議案第17号および第18号については、「承認」でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第17号および第18号については、「承認」とする。

- (4) 議案第19号 練馬区立幼稚園教育職員の初任給、昇格および昇給等に関する規則の一部を改正する規則
- (5) 議案第20号 練馬区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- (6) 議案第21号 練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

教育長

それでは、次の議案であるが、議案第19号、第20号、第21号の3件、これらに

ついても関連する内容のものであるので、あわせて説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

これも職員全体に関わる部分のうち、教育委員会は幼稚園の職員が関わるので、幼稚園分だけを抜き出して、教育委員会規則のこの部分を改正したいという内容であった。ご質問、ご意見はあるか。よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、まとめたいと思う。議案第19号、第20号、第21号については、「承認」でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、そのようにさせていただきます。

- (7) 議案第22号 練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- (8) 議案第23号 練馬区立少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則
- (9) 議案第24号 練馬区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則
- (10) 議案第25号 練馬区立学校教育支援センター条例施行規則の一部を改正する規則
- (11) 議案第26号 練馬区立青少年館条例施行規則の一部を改正する規則
- (12) 議案第27号 労働者災害補償保険法の適用を受ける職員の公務災害等に伴う休業補償等の支給に関する規則の一部を改正する規則
- (13) 議案第28号 練馬区立学校における出席停止命令に関する規則の一部を改正する規則

教育長

次の議案である。次の議案は、第22号、第23号、第24号、第25号、第26号、第27号、第28号である。これらについては関連する内容であるので、一括して説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

第22号から第28号の7件は、今、説明があったように行政不服審査法の全部改正に伴うもの、あるいは規則の名称に「練馬区」という冠をつけるなどの内容である。いかがか。

外松委員

第22号から第28号まで随分たくさん議案があるが、理由とすれば、行政不服審査法の改正に伴うということ、審査請求期間が「60日」から「3月」に改まったこと、また文言の整理ということであるので、よいのかなと思う。

教育長

ありがとう。
では、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第22号から第28号までについては、「承認」とする。

(14) 議案第29号 練馬区教職員健康管理規則の一部を改正する規則

教育長

次の議案である。議案第29号、説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

ストレスチェックの義務づけに伴って、規則を改正するという内容である。
ストレスチェックはどのタイミングで行うのか。

教育総務課長

学校の先生方の健康診断については、毎年大体夏休みに行っている。その健康診断にあわせて、このストレスチェックを行うという運びで考えている。

教育長

ご質問、ご意見はいかがか。

外松委員

このように現在はいろいろなことに対応していかなければならない、そのような社会状況であるので、このようなストレスチェックがきちっとされるということは働く者にとっては心強いことで、これは適切かと思う。

教育長

労働安全衛生法の改正があり、義務づけられたため、これは行っていかなければならないことだと思う。

ほかにいかがか。

坂口委員

労働安全衛生法改正前は、この種のストレスチェックというものはどのような形で行われてきたのか。

教育総務課長

実は、ストレスチェックについては、これまでも健康診断のときに、私どもは任意の取組として、ストレスがどれだけあるのかというアンケートのようなものは行っていたところである。今回は法律で義務づけされたということで、規則に入れて、きちんとした形で行うこととした。

これまでも一応ストレスチェックのようなものは行っていた。

教育長

よろしいか。

坂口委員

はい。

教育長

ほかにいかがか。よろしいか。

それでは、ここでまとめたいと思う。議案第29号については、「承認」でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、「承認」とさせていただきます。

(15) 議案第30号 練馬区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

教育長

次の議案は、第30号である。説明をお願いします。

光が丘図書館長

資料に基づき説明

教育長

今までは視聴覚室と会議室が別々にあったが、今回は1つになってしまうのか。

光が丘図書館長

今までは3階に視聴覚室と会議室があった。これを会議室と事務室にさせていただき、今の2階の事務室は子供のコーナーを拡張したということである。そこで視聴覚室を会議室として改めて利用させていただくことになる。

外松委員

そうすると、部屋をより多角的に活用、利用できると捉えてよろしいのか。

光が丘図書館長

視聴覚室を会議室として、そこを2分割で使いたい、また、大きく使いたい、もしくは分解して使えるようになるということで、多角的に使えるような形になる。

教育長

工事はいつごろ終わるのか。もうできているのか。

光が丘図書館長

工事は先日終わり、3月14日、15日に正式に引き渡されたところである。

教育長

オープンはいつか。

光が丘図書館長

オープンは4月6日である。

教育長

4月6日に新規に開館する。

外松委員

より多角的に使えるということである。

坂口委員

図書館のことでよろしいか。

教育長

どうぞ。

坂口委員

私も地域の図書館ができたときから、ずっと図書館をよく利用している。

練馬区の場合、「視聴覚室」が実際に残っている図書館というものは、ほとんど使われないのに立派な視聴覚機器が置いてあり、そのスペースが非常にもったいないとずっと思っていた。大泉地域の場合はもうなくなっているか。今の時代は、会議室のほうが需要がある。以前は、視聴覚室といえばほんとうに立派に映像を見るために需要があったが、今はインターネットなどで簡単に見られる。この流れで、平和台図書館が会議室にするということは当たり前のような気がするが、どうだったのか。

光が丘図書館長

今の図書館は昭和の時代につくられており、当時は16ミリといったものや、音楽鑑賞などが必要ということもあり、視聴覚室をつくっていた。

現在、光が丘図書館と大泉図書館、関町図書館と貫井図書館に視聴覚室を引き続き置いている。実際には、視聴覚室として活用することが少なくなっており、会議室として使うことが多い。プロジェクター等も発達しており、会議室で映画鑑賞もできるので、会議室として位置づけさせていただいたものである。

教育長

開設した当時の時代背景もあった。

坂口委員

ものすごく事情が変わってきた。

教育長

図書館でよく映画会を行っていたが、映画を映すにはそれなりの設備がないと昔はできなかった。視聴覚室という設備を備えた部屋をつくらなければいけなかったが、今はスクリーンと映写機も小型になっており、いくらでもできるということが1つと、著作権の問題で映画会が今はなかなかできない。非常に厳しくなっている。そのような背景もあり、会議室という形のほうがいろいろな機能で使えるということがあると思う。よろしいか。

坂口委員

わかった。

教育長

それでは、議案第30号につきましても、「承認」とさせていただきます。

(16) 議案第31号 練馬区立学校の施設を活用する事業に関する規則の一部を改正する規則

教育長

次の議案である。議案第31号をお願いする。

子育て支援課長

資料に基づき説明

教育長

ご質問、ご意見はいかがか。

坂口委員

私は今日このことで質問したいと思って来た。ねりっこクラブと学童クラブを、自分の頭の中でもうひとつ整理ができないので、もう一回きちっと伺いたいと思う。

今の説明でいくと、学校応援団と校庭開放事業を休日とそうでない日はねりっこクラブが運営を担うということか。ねりっこクラブというものは、学童クラブとはどう違うのか。また、学校の中に学童クラブの建物があるが、そことねりっこクラブが同時にあるということの違いは何か。

もう少しご説明いただきたいと思う。

こども施策企画課長

まず初めのご質問、学童クラブとねりっこクラブの違いということである。

ねりっこクラブは、現在の事業でいうと学童クラブと学校応援団ひろば事業という2つの事業で行われている。このそれぞれの事業の機能と特色を維持しながら、一体的に運営するものである。学童クラブがなくなってしまうという誤解がまれに生じているが、そうではない。あくまで保育を必要とする児童が利用する学童クラブという機能はきちんと残しながら、ひろば事業も行っていくということである。

今とねりっこクラブになった場合の違いということだが、大きく変わるのは、日常的に子供たちが交流をしていくことである。現在は別々の事業なので、特にわかりやすい事例だと、学校の中に学童クラブがない学校については、当然ひろばの子供たちしか、その学校にはいない状況なのだが、その学校の子供たちは学校の外にある学童クラブに通っていて、放課後の時間を一緒に過ごすことができないということがある。

今回実施する3校については、もともと学校の中に学童クラブがあるので、校庭で一緒に遊ぶといったことはこれまでもあったが、新しい事業であるねりっこクラブでは、システムとして日常的に交流をする。あくまで保育を必要とする学童クラブの子供たちは、今までどおり学童クラブ室に行き、そこで連絡帳を提出する。その後、共通の時間については一緒に遊んだりして過ごす。また、おやつという学童クラブ固有のプログラムについては、今後も残っていく。ひろばの子供たちは5時になると帰るので、

ひろばの子供たちが帰った後も、学童クラブの子供たちは6時あるいは7時まで残るといったような仕組みである。

また、今回の改正についてのご質問であるが、現在、学校応援団ひろば事業は、基本的には平日の5日間行っている。校庭開放は65小学校で行っているが、図書館開放は全部の学校で行っているわけではない。この2つを行っている場合に、ひろば事業と一緒に、今、学校応援団の皆さんが担っていただいている。つまり、いずれも学校応援団のスタッフが図書館開放要員であったり、あるいは校庭開放要員を兼ねたりしている。子供たちが図書館、校庭、ひろば室を行ったり来たりする状況があるので、今、一緒に事業として行っているのが現状である。

この部分をねりっこクラブ事業者が担っていくことになる。ただし、地域のスタッフの方々は事業者の雇用のもとで引き続きご活躍いただくのだが、一義的に応援団しか担えないと規則になっていたものを今回事業者も担えると整理し直したものである。

いずれにしても、参加する子供たちからすると、あまり変化を感じないだろう。スタッフも変わっていないため、舞台裏は変わっていたとしても、違和感なく入っていけるものとは考えている。

坂口委員

ねりっこクラブというものは1学年から6学年までの子供が所属できるということか。

こども施策企画課長

厳密に言えば、2つのシステムが併存していくので、学童クラブについては、現状、小学校3年生までの運用、障害のある子供たちも含めると3年生までの運用になっている。学校応援団ひろば事業については、これまでもそうだが、1年生から6年生までが対象となっているので、ねりっこクラブとして2つを合わせ見たときには6年生までが対象と事業としては考えている。

坂口委員

多分地域の人たちのいろいろな声を聞くことがあると思うから、今日はどうしても詳しく聞こうと思った。私も理解していないと。とにかく今までひろば事業だけが担っていた図書室や校庭開放も、ねりっこクラブというもう少し大きい組織が運営すればできる。ひろば事業もねりっこクラブと一緒に動くのか、それとも吸収されるのか。

こども施策企画課長

基本的には別システムである。学童クラブは学童クラブ、ひろばはひろばであるが、1つの事業者が両方の事業の運営責任者、現場の総括責任者のような人間を配置して、2つの事業が交流できるように運営していくことになるので、運営主体は一本化していくことになる。

ひろばだけについて言えば、今までは平日の放課後だけの運用だったが、今後は長期休暇中、春、夏、冬休みも実施させていただき、加えて、学童クラブとの交流がこれまで以上に増えていく。

それから、本委員会でも報告しているが、キッズ安心メールというものも今後ひろばでは使えるようにしていくということで、学童クラブとの機能の差が縮まっていく面がある。そうした場合に、子供の発達や成長に合わせて学童クラブからひろばへの移行がなだらかに選択できるようになるのではないかと区としては考えている。

こども家庭部長

ねりっこクラブの発想が出てきたのは、まず、保育所の非常に多い待機児童という全国的な課題がある。保育所の待機児童が500を超えたのは平成22年になる。その子供たちが学年進行によって小学校に入ってくる。そうすると、学童クラブに入る子供たちがほとんどである。そのような中で、学校においては、あいているスペースや敷地など、いろいろなものを活用して、学童クラブを新設してきたが、もはや学校の中に学童クラブを新設することは極めて困難な状況になった。それが1点である。

また、3年前の6月に大泉第一小学校において、下校時に児童が切りつけられるという事件が発生した。私どもとしては、これは学童クラブのみならず、保護者の就労にかかわらず、子供たちが放課後や長期休業中に安全に過ごせる居場所を提供できないかという、この2つの概念を総合的に解決する手法として、ねりっこクラブという発想を出したところである。

したがって、先ほど担当課長が申し上げたように、学童クラブそのものの機能は残る。さらに、学校応援団ひろば事業については、従来、地域の方々のご協力により、学校運営日の平日の放課後に運営されていたが、一方では、なかなか3期休業中のひろば事業の運営は極めて困難であった。そのような中にあり、このねりっこクラブを導入する前は、夏休みひろば事業ということで、民間事業者の力も借りながら、特定の学校だが、夏休みもひろば事業を運営させていただいた。

このようなことが2つ事業としてある。それを1つの事業者をお願いして、学童クラブは学童クラブとして運営しながら、学校の空いている放課後の教室を時間でお借りし、常設が希望だが、常設は難しい状況もあるので、ひろば事業を拡大していく。しかも、夏休み、春休み、冬休みもひろば事業を行っていくという観点で、このねりっこクラブを発想として考えたところである。

校庭開放については60年前の昭和29年から始まっており、学校開放の老舗みたいなところで、その後、図書館、体育館、そして最終的に教室が加わり、4つの学校開放が行われているが、それは学校応援団の今の方々のご尽力におすがりをしながら、一方で、ねりっこクラブを行うことにより、ねりっこクラブの運営事業者が今回の規則改正においては、校庭開放と図書館開放についても担うことができるような組織改正を行う。

私どもとしては、放課後や長期休業中について、保護者の就労にかかわらず、子供たちに安全な居場所の提供ができるようにということで、4月から3校でまず着手をさせていただきたいと考えている。

坂口委員

わかる。学童クラブの要請がものすごく増えてきて、それをもっと学校という全体の中で見ようということがねりっこクラブの発想なのか。理解できた。実際には、ひ

ろば事業も、今までやってきたことをそのまま守れることになるわけである。

時間をとらせたが、私自身がようやく納得できた。ねりっこクラブがきちんと運営されると、学童に入れない子供をもつ就労している保護者たちのためには、大変助かることになるわけか。そういうことか。

よく学童クラブに入れなくてどうしようという声を聞いていた。それはねりっこクラブという入れ物ができたという言い方ができるわけか。はい、わかった。

こども施策企画課長

4月から開始するこの3小学校は、従前、学童クラブについていうと、60名ずつの受け入れ上限で行っていた。その中で待機の出ている学校も実際にあったわけだが、90名の利用定員設定、実質30名の定員増ということを図る。まだ3月31日まで受付は続いているので、90名を超えれば当然待機が出るということではあるが、昨年度の状況から言うと、おそらく待機児童は、その3小学校について発生しないものとは見込んでいる。

また同時に、ひろば事業が充実していくことで、例えば年度途中から、そろそろ塾との兼ね合いも考えて、ひろばに移行しようかなどと考える保護者や子供にとって最適な選択ができる。就労家庭であっても、子供たちの成長している状況や、学校の外でいるいろな活動がある状況などを踏まえると、ひろばも活用しやすくなると考えている。

教育長

この4月から初めて実施することである。一定の期間がたって、落ち着いたら、また教育委員会でも報告をしたいと思っている。ぜひ実際に見ていただいて、イメージをつかんでいただきたい。これからまたどんどん広がっていく話であるので、これはぜひよろしくお願ひしたいと思う。

坂口委員

はい、ありがとう。

教育長

では、この規則については、よろしいか。

坂口委員

はい、賛成である。

教育長

ほか、いかがか。よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第31号については、「承認」とする。
それでは、議案を終わる。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕
- (9) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (10) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕

教育長

次に陳情案件である。継続審査中の陳情10件については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況変化はないと聞いている。したがって、本日は全て「継続」としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、そのようにさせていただきます。

(1) 教育長報告

平成28年予算特別委員会における質問項目について

その他

i 練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について

その他

教育長

次に教育長報告である。
本日は2件ご報告をする。
報告の 番について、願います。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

いろいろとご質問をいただいたということで、質問項目について資料を提出させていただいた。

今回は、今、課長から話があったように、「・」の部分は内容がもう少しわかるようにということで加えさせていただきました。

何かこれはどういうことかということがもしあれば、お寄せいただければと思うが、いかがか。予算であるから、今いろいろと話題になっていることも質問があった。

外松委員

2ページの9番の組体操に関しては、ほかの自治体などでは、多分そこは事故がいろいろあったからからだと思うのだが、新年度からもう行わないようにしたなどということも報道されていたが、練馬区はどのような状況なのか。

教育指導課長

組体操の実施については、現在、東京都教育委員会の中で検討をしているところである。東京都教育委員会で検討の結果、どのような方向が出されるのかをまず踏まえて、練馬区教育委員会の対応を各学校に指示していきたいと考えているところである。

外松委員

続いてだが、その組体操で、例えば骨折をしてしまったなどということは、近年あるか。

教育指導課長

組体操のピラミッドやタワーは高さがあり、また、子供への加重負担がある。そうしたものについて事故が発生し、骨折した件数は、小学校、中学校とも若干であるが、発生はしている。

外松委員

若干というところか。

教育指導課長

はい。

外松委員

はい、ありがとう。

教育長

体育授業も含めて、そのようなけがはつきものであるのですが、どのように捉えるかということとはなかなか難しい問題だと思う。

今、課長からあったように、東京都で今、一定の方針を出そうということで諮問していたのだが、審議会の中では、どうも各学校の判断に任せるべきではないかという方向で答申があったように聞いている。東京都の教育委員会でどのようなまとめをするかということだと思う。

国でもこれは問題視しているので、あわせてどのような方向が出るか、国や都の動向を注視して、私たちもこの場でまた議論しなくてはならない課題だとは思っている。

外松委員

感想になるのだが、ほんとうにこれは決めていくのが難しいことではないかと思う。学校によっては、特に中学校などでは、伝統的にしっかりと練習期間、体を鍛える期間も長期的な計画に基づいて行って、最後に、きちっと完成させていくということで、地域の方や保護者の方もとても喜んでおられる。もちろん行っている中学生自身が一番感激しているみたいだが、そのような学校もあつたりもするので、これはほんとうに難しいことだと感じている。

教育長

慎重に判断しなくてはならない課題だろうと思っているが、ただし、各学校でやはり安全対策というか、安全意識をきちんと持って、組体操だけではなく何事についてもだが、危機意識をやはりしっかりと感覚として持ってもらわなければならない。そのことについては校長会でも話をさせていただいたところである。

外松委員

続いてよろしいか。

教育長

どうぞ。

外松委員

その下の10番の地域未来塾の開設だが、少し詳しく教えていただけたらと思う。

教育指導課長

地域未来塾に関しては、これは各学校3年間の事業計画で、3年間で全校で取り組ん

でいただけたらということで、国や都の予算を活用しながら進めていく事業である。

地域未来塾については、各学校において、地域の方々や人材バンクなどの中からボランティアの方々を募り、子供たちに放課後や長期休業期間、夏休み等に補習教室を実施する、そして子供たちに学校での学習内容等の定着を図っていくことを狙った事業である。

これまでは教員が放課後や夏休み中に子供たちに対し学習の機会を設けていたが、地域未来塾においては、教員だけではなく、地域の方々を活用し、特に大学生や以前教員の資格を持っていた教員OBの方など、さまざまな方々を活用し、地域を挙げてみんなで子供たちを育てていこうという事業である。

外松委員

はい、わかった。ありがとう。

教育長

これは前にお話ししたと思うが、地域との連携事業の一環として行う話である。

外松委員

わかった。

教育長

ほかにいかがか。

坂口委員

今の10番だが、19番の中三勉強会とはどのように関連しているのか。

教育長

違い、すみ分けか。

教育指導課長

地域未来塾については、小学校1年生から中学校3年生までの全ての子供たちが対象となっている。特に家庭におけるさまざまな状況というものは勘案せず、全ての子供たちを対象にした事業である。

教育長

中三勉強会のほうは。

学校教育支援センター所長

中三勉強会は、生活困窮者自立支援法に基づいている部分があり、28年度から就学援助対象世帯の中学3年生に対する学習支援という形で、対象者を特定した形で実施する。

教育長

よろしいか。いかがか。
ほかにご質問はないか。

外松委員

ほかのところとも関連しているようだが、保育所の現在の待機児童の関係についての状況をお願いしたい。

保育課長

この質問があったときは、2次選考がこれから行われるという時点であった。待機児童については、今、2次選考を行っている最中だということ、また、今後、3月末までに一度決まった人のキャンセルが出る場合、現状でも、昨日もキャンセルなどがあって、新しく入園が決まった方がいらっしゃる。そういった状況で、今後できるだけ多くの方に入っていただけるように窓口でもご案内していくという答弁をこのときはしている。

最終的な待機児童だが、前回の教育委員会でもご質問があったが、今、申し上げたようなことを行いながら、今後、認証保育所に入られた方は区では現時点では把握できないので、4月以降把握し、練馬こども園を活用された方など、こういった方を把握して、さらに育児休業を延長したい方なども踏まえ、5月の連休明けに待機児童数は出していく。

教育長

毎年のスケジュールということであった。

こども家庭部長

保育園の入園手続については、通常、10月から12月中旬ごろまでに申し込みをいただく。

その12月の中旬までに申し込みをしていただいた方に対して、入れた、またはだめだったという連絡を2月19日に行った。そして、そこで一旦、1次選考は終了する。

それでも残った方については、さらに翌週に受付をさせていただき、3月11日にまた2次選考の発表をした。この予算特別委員会は2月29日なので、2月19日の1次選考を締め切った直後のご質問だということ、ご理解いただきたいと思う。3月11日に2次選考の結果で、さらに入れた子供たちがいる。

それ以降、現在もそうだが、年度末になると転勤等によって練馬区の保育所の入園が決まっていいたのだが、結果的に他の自治体に転勤をされる方がいる。それが先ほど担当課長が言ったキャンセルというものである。

また一方では、4月以降に判明するのだが、練馬こども園、3歳児以上の幼稚園の預かり保育を利用されている方、それから、認証保育所については、私どもに關せず直接保育所との契約というか、入園の申し込みをしている方々が出てくる。また、育児休業を延長された方などが実際に出てくるので、そのような方々をさらに引いて、そして

結果的には、5月中下旬になるかと思うが、4月1日現在の練馬区の保育所の待機児童数という形で出てくる場所である。

現在においてもそのような状況であり、鋭意、動いている状況の中でのご質問と答弁であったということをご理解をいただきたいと思っている。

外松委員

ありがとう。

教育長

ほかにいかがか。

またごらんいただき、もしこれはということがあれば、個別にでも職員に聞いていただければと思うが、よろしいか。

それでは、その他の報告をお願いする。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

いつもの後援名義の承認をした一覧が出ている。これはよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、今日ご用意をさせていただいた案件は以上であるが、事務局からその他の報告はないか。

事務局

ない。

教育長

それでは、この際であるから、委員から何かご質問はあるか。

外松委員

中学校の卒業式は、先週無事終了したが、当日の卒業式に出席できなかった生徒たちはいるのか。

教育指導課長

当日、さまざまな事情等により出席できなかった生徒もいた。そうした生徒に関しては、校長から各個々に卒業証書等を渡すということで対応をしているところである。

外松委員

わかった。

教育長

よろしいか。

外松委員

当日、体調を崩して急に欠席になったということも確かにある。一方で、不登校で参加できなかったが、校長先生のところには卒業証書を無事にちゃんと受け取るために登校することができたなど、さまざまだと思う。後日で結構だが、そのようなところもこの委員会で報告いただけたらありがたいと思う。

教育長

ほかにいかがか。よろしいか。

それでは、以上で第6回教育委員会定例会を終了する。